

別紙 公益社団法人被害者支援センターえひめ 令和4年度事業計画

号数 (定款第4条)	事業項目	事業名	事業・活動内容	実施予定	対象・方法
第1号	相談事業	電話相談事業	相談専用電話により被害者等のための相談受理や各種情報の提供を行い、被害者等の被害の回復と軽減を図る。また、犯罪被害者等電話相談全国共通ナビダイヤルから転送される電話相談に対応する。	火～土 10:00から 16:00まで	・対象～相談専用電話(905-0150)により、犯罪被害相談員、認定相談員が応対
		面接相談事業	面接相談室において、被害者等のための面接相談を行い、各種情報を提供し、被害者等の被害の回復と軽減を図る。	同上	・対象～電話相談の結果、面接相談を希望する者等 ・警察提供情報内容により対応
		法律相談業務	電話・面接相談の結果、専門家による法律相談が必要と認められる者に対し、弁護士による相談を実施し、被害者等への法的な支援活動を行う。また、事案によっては法律相談後、センター・県警察・県弁護士会の三者による協議により、法律相談以上の更なる支援が必要と認められれば、付添い等の支援を行うセンターとともに、裁判に「被害者参加弁護士」として関わることや、損害賠償請求手続等を支援していく活動を行う。	随時	・上記電話・面接相談の結果、専門家による法律相談が必要と認められる者に対し、弁護士会被害者支援委員会に属する指定弁護士との合同相談を実施 (弁護士との合同面接相談実施要綱)
		心理相談業務	電話・面接相談の結果、専門家による心理相談が必要と認められる者に対し、精神科医・臨床心理士による相談を実施し、被害者等への心理的な支援活動を行う。		※心理相談については、必要がある都度実施(回数に制限あり)
第2号	直接支援事業	物品の供与等事業	被害者等からの要請により、防犯カメラ・ネットランチャー・防犯ブザー等の物品を貸与することにより、被害者等の不安を除去する。	随時	・対象～希望する被害者等に貸与 ※ 防犯カメラ 2台 ネットランチャー1機 ※ 防犯ブザー 12個
		危機介入事業	犯罪被害発生直後から支援が必要と認められる被害者等に対し、警察や被害者等の要請により、現場、病院、被害者宅等で必要な情報の提供、相談、生活支援等の応急の援助活動を実施する。	随時	・対象～危機的状況にある被害者等に対し、犯罪被害相談員、直接支援員が実施
		付添い支援事業	被害者等の証人出廷、裁判の傍聴、病院への通院、警察及び検察庁での事情聴取等の際に、被害者等の希望に応じて被害者等の精神的負担の軽減を図るために付き添い支援を行う。	随時	・対象～支援を希望する被害者等に対し、犯罪被害相談員、直接支援員が法廷、病院、警察署等で実施 ・警察提供情報内容により対応
		宿泊場所等の情報提供	被害者等からの要請を受け、関係機関との連携により、宿泊場所、シェルター(一時避難施設)等への斡旋を行う。	随時	・対象～支援を希望する被害者等に対し、実施
第3号	各種手続の補助事業	犯罪被害者等給付金申請補助事業	被害者等からの要請を受けた上で、犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きの概要、裁定の申請に必要な書類、申請書類の記載事項等の説明及び裁定の申請手続きの補助を行う。	随時	・対象～申請手続きの情報提供を希望する被害者等の実施(県警察本部被害者支援室と連携)
		損害賠償請求制度等各種制度の情報提供事業	被害者等から要請を受けた上で、損害賠償請求制度、各種育英制度、社会福祉制度等の情報提供を行うとともに、申請手続きの補助を行う。	随時	・対象～申請手続きを希望する被害者等に情報提供
第4号	自助グループの支援事業	自助グループの育成支援	被害者等の了解を得た上で、同じような被害に遭われた方や遺族を紹介するなどして、被害者等同士で語り合える自助グループの育成を図る。	月1回	・対象～被害者自助グループへの参加を希望する者(萌の会～毎月第1水曜日) ・犯罪被害相談員、支援活動員
		自助グループの活動支援	被害者が社会に発言できる機会をコーディネートし、被害者等への後方支援を行う。	随時	・犯罪被害者相談員を担当者として、会合・研修場所の提供等の支援を実施

号数 (定款第4条)	事業項目	事業名	事業・活動内容	実施予定	対象・方法
第5号 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業	警察等との連絡及び情報提供	警察等との連絡及び情報提供	直接問い合わせることをためらう被害者等に代わって、相談・支援各担当責任者が警察や検察庁、裁判所等から支障のない範囲で必要な情報を得て、被害者等に提供する。	随時	・対象～警察署へ直接問い合わせることをためらう被害者等 ・犯罪被害相談員、直接支援員が犯人の処罰、今後の裁判予定等の必要な情報を得て、被害者等に提供
		各種会議・会合への参加	愛媛県犯罪被害者支援連絡協議会(事務局:県警察本部被害者支援室)に加入し、センターの活動状況を発表するとともに、被害者支援の各種情報の交換や相互協力をを行う。その他の各種会合の場において、被害者等の人権及び支援の啓発活動を推進する。	幹事会 ・定例会 年度各1回	・理事長・専務理事が連絡協議会等に出席 ・えひめ性暴力被害者支援センター連携機関会議、松山市人権教育推進協議会等、各会議 席上において、本センターの活動状況の発表、各種情報交換の実施
	全国被害者支援ネットワークとの連携	「全国被害者支援ネットワーク」との連携による被害者支援と、ネットワーク主催の全国及びブロック内研修会等に参加し、支援員の資質の向上を図る。	年度3回	・犯罪被害相談員及び支援活動員の派遣、参加(全国1回、中四国ブロック2回) ・令和4年度質の向上研修実施予定(とっとり、山口) ・大規模事件などにおける共同支援活動の検討	
第6号 被害者等の実態等に関する調査及び研究事業	被害者支援に資する調査及び研究	1 被害者支援の先進的なセンターの視察による被害者支援活動についての調査及び研究をするとともに、各種資料を入手する。 2 全国被害者支援フォーラム等に参加し、被害者等の実態等に関する調査・研究を行う。 3 条例制定のための情勢把握と関係機関への働きかけを行う。	適宜	・事務局員(センター職員)の派遣、参加 ・研修のため、先進県の講師の派遣要請 ・特化条例制定に向けた有識者会議への出席(理事長、センター長)	
	刊行物等での情報収集	被害者等の実態等に関する情報を新聞、雑誌等の刊行物により、収集、資料化する。	随時	・地方紙、学術誌を購入し、実施	
第7号 支援活動員の養成及び研修事業	支援活動員の養成及び継続的かつスキルアップのための研修事業	1 被害者等の心理や被害者等の実態、刑事手続き等の基礎研修を行う(ボランティア養成講座)。 2 面接・電話相談、直接的支援等活動内容別の実地研修を行う。(直接支援員養成講座) 3 基礎研修及び実地研修終了者に対する継続的研修を行う。(毎月の継続研修) 4 支援活動員相互の意思疎通のためのミーティングを行う。 5 直接的支援に従事する直接支援員を養成するための実践講座を開催する 6 支援活動員に対し、専門的立場から指導助言をする。(支援活動責任者による個別指導) 7 支援活動員の二次受傷対策のため臨床心理士等によるメンタルケアを行う。 8 支援活動員の資質の向上を図るための研修を行う。(弁護士との事例検討会等) 9 市町被害者支援窓口担当者への研修	養成講座 (年2回) 継続研修 (毎月1回) 市町研修 (年1回)	・対象～センターの支援事業に参加する支援活動員及び支援活動員になろうとする者 ・講師～専務理事及び専門家講師 ※専門家講師 精神科医、弁護士、臨床心理士、警察官等 ・支援活動員のメンタルケア、研修等については、必要に応じて適宜実施	
第8号 広報・啓発事業	ポスター、チラシ、リーフレット等の作成・配布事業	ポスター、リーフレット等を作成し、広く県民に配布することにより、センターの周知と被害者支援の広報・啓発を行う。	随時	・配布方法～市町、警察署等の関係機関、団体の窓口での広報資料や、街頭キャンペーン等により広く県民に配布	
	機関誌の作成配布事業	センターの運営・活動状況等を掲載した機関誌を定期的に発行し、広く県民に被害者支援活動に対して更なる理解を深める。	年度2回 (7月、2月)	・各3,000部を発行し、賛助会員及び関係機関・団体に配布、イベント会場などで広報資料として活用する。	
	イベントへの参加	県警音楽隊、県や関係機関・団体等が主催するイベント等に参加する。「全国犯罪被害者週間」をアピールするイベントへ参加する。	随時	・対象～県民 ・全国犯罪被害者週間における警察庁主催のイベント(標語募集)に積極参加	
	記念講演会等開催事業	犯罪被害者の実態を正しく理解するとともに、被害者支援の必要性・重要性を訴えることを目的とした「記念講演会」を全国犯罪被害者週間に併せて開催する。	年度1回	・対象～県民 ・全国犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)と連動した日程調整	
	犯罪被害者等による講演会「命の授業」の開催	犯罪被害者遺族が、家族への想い、生命の大切さ、被害者も加害者も出さない社会を希求する想いなどを直接伝えることによって、被害者支援に対する理解を深め、被害者等への配慮や支援活動への協力意識を養うとともに、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上を図る。	年度15回	・対象～県内のうち、高校10校・適正施設5回 ・警察庁主催作文コンクールへの応募	
	各種広報媒体を活用したセンター周知活動	関係機関・団体が発行する広報媒体へのセンターに関する広告の掲載を依頼する。	適宜	・地方公共団体の広報担当、マスコミ等に協力を依頼し、センターの活動を広報 ・支援活動員に対する個別取材に積極的に応じ支援活動を広報	
	ホームページの運営	センターの活動内容等を紹介した独自のホームページを運営し、センターの広報、啓発を推進する。	随時	・対象～県民	